

追加質問及び回答

個票4 個人情報ファイル簿の作成及び公表

【質問】

- ・本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルの具体例
→個人情報訂正請求処理状況表、個人情報利用停止請求処理状況表、市議会事務局図書室利用者情報、議員履歴カード、議員報酬計算システム 等

【質問】

- ・現行条例において個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けている理由（立法趣旨）
→実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、実施機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため

個票5 開示請求における不開示情報の範囲

【質問】

- ・個人情報保護委員会が、条例において公務員の氏名を開示情報と規定することは問題ないと回答した理由
→個人情報保護委員会は、「情報公開条例において公務員の氏名が不開示情報から除外されている場合には、これと整合性を図るために、法第78条第2項に基づき条例で定めることで個人情報保護法に基づく開示請求においても不開示情報から除外することが可能」としており、改正法第78条第2項の規定により、地方公共団体又は地方独立行政法人における不開示情報は、「改正法第78条第1項各号」－「施行条例で定める開示情報」＋「施行条例で定める不開示情報」となる。

第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～七 略

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

【質問】

・法人又は個人からの任意提供情報の具体例

→

○ 法人からの任意提供情報

医療機関が保有する転院前の医療機関からの引継ぎ関係書類のうち、本人に開示しないとの条件で提供を受けた診療情報提供書等の情報

○ 個人からの任意提供情報

開示請求者に関する記録に記載された情報のうち、実施機関が開示請求者の知人等から開示しないとの条件で提供を受けた情報

【質問】

・個人からの任意提供情報に関する改正法施行後の取扱い

→個人からの任意提供情報とは、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人が提供した情報である。

個人情報開示請求における開示請求者以外の個人からの任意提供情報は、通常、開示請求者本人に関する情報であって、その内容をもって当該開示請求者以外の個人（任意情報提供者）を識別することができるものであることから、改正法第78条第1項第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものといえる。

【質問】

・法令秘等情報に関する改正法施行後の取扱い

→改正法第78条第1項各号に規定される不開示情報は、行政機関等情報公開法第5条各号に規定されるものと同様のものであり、この行政機関等情報公開法第5条各号の規定は、「多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているもの」である。そのため、「外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めること」はできない。

他の法令の規定により開示することができないとされている情報は、そもそもそのような規定が置かれた理由が存在するはずであり、その理由が改正法第78条第1項各号のいずれかに該当するか否かをそれぞれ検討し、開示・不開示の判断をする必要がある。